

日時 平成23年8月4日(木)
16時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 税務署からの協議会連絡事項等

(1) 税務署職員の担当について

(総務課)

別添「平成23年職員名簿」参照

(2) e-Taxの普及・拡大について

(総務課)

別添「e-Taxパンフレット」参照

(3) 期限内納付等について

(管理運営部門)

イ 消費税等納付チェック表の提出

別添「消費税等納付チェック表」参照

ロ ダイレクト納付の利用

別添「ダイレクト納付パンフレット・国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書・ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」参照

ハ 物納許可事務の広域運営

熊谷税務署の物納許可事務 ⇒ 浦和税務署 納税専門官
国税局 納税管理官

(4) 個人事業者の消費税中間申告について

(管理運営部門)

- ・ 申告書の発送日 7月28日(木)
- ・ 対象者数 約400件
- ・ 申告及び納期限 8月31日(水)
- ・ 振替日 9月28日(水)

(5) 取引等に関する資料の提出依頼について

(管理運営部門)

- ・ 依頼文発送日 8月2日(火)
- ・ 提出期限 9月5日(月)

なお、提出に当たっては、同封されている返信用封筒をご利用ください。

光ディスク等で提出の場合、正・副一枚ずつ作成して同封願います。

ご不明な点がございましたら、管理運営第二部門までご連絡ください。

(6) 延納・物納申請者等に対する災害減免法第4条について

(管理運営部門)

別添「東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けられた方の相続税又は贈与税の災害減免措置のあらまし」参照

(7) 熊谷税務署 特別国税徴収官の広域運営について

(徴収部門)

行田、秩父、本庄、東松山の4署を対象(問い合わせ窓口は各署へ)

【連絡先】

- ・ 行田税務署 徴収部門 048-501-3030
- ・ 秩父税務署 管理運営・徴収部門 0494-22-4434
- ・ 本庄税務署 管理運営・徴収部門 0495-22-2113
- ・ 東松山税務署 徴収部門 0493-63-8002

(参考)

熊谷署を対象とする、徴収関係の広域運営等(問い合わせ窓口は熊谷署)

- ・ 電話催告 ⇒ 関東信越国税局 納税コールセンター
- ・ 滞納整理 ⇒ 関東信越国税局 特別国税徴収官、特別整理部門
- ・ 公売事務 ⇒ 高崎税務署 評価公売専門官

【連絡先】

- ・ 熊谷税務署 徴収部門 048-521-4121

(8) 確定申告が必要と見込まれる者及び確定申告に誤りがあると見込まれる者に対する申告(是正)案内について (個人課税部門)

- ・案内文書の発送予定日 8月16日(火)
- ・対象者数 約500件
- ・来署案内日 8月23日(火)～8月26日(金)
- ・案内会場 熊谷税務署 別館2階会議室

(9) 平成12年から平成17年の間に相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給していた方へ (個人課税部門)

別添「平成12年から平成17年の間に相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給していた方へ」参照

(10) 個別評価及び特定路線価設定の申出書の記載について (資産課税部門)

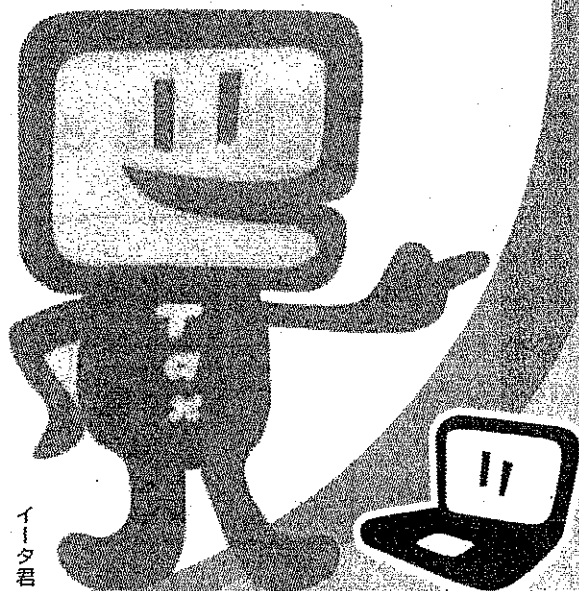
別添「個別評価申出書(記載例)・特定路線価設定申出書(記載例)」参照

添付書類

- 1 平成23年職員名簿 (総務課)
- 2 e-Taxパンフレット (総務課)
- 3 消費税等納付チェック表 (管理運営部門)
- 4 ダイレクト納付パンフレット (管理運営部門)
- 5 国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書 (管理運営部門)
- 6 ダイレクト納付利用可能金融機関一覧 (管理運営部門)
- 7 東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けられた方の相続税又は贈与税の災害減免措置のあらまし (管理運営部門)
- 8 平成12年から平成17年の間に相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給していた方へ (個人課税部門)
- 9 個別評価申出書(記載例)
特定路線価設定申出書(記載例) (資産課税部門)

[illegible]

※◎……總務課長、各特官、各統括官、酒類指導官、酒類業調整官 ○……總務課長補佐、總括上席



インターネット君

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム



はじめてみませんか? ネットで 申告・納税

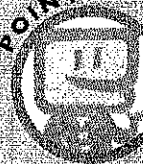
POINT



e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

- 法人税、消費税、所得税、酒税及び印紙税の申告ができます（確定申告のほか、中間申告、予定申告を含みます）。
- 法定調書の提出や納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出の提出などができます。

POINT



ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

- 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納税できます。特に利用回数の多い手続に便利です（源泉所得税の毎月納付手続など）。

（参考）ダイレクト納付

事前に税務署へ届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、簡単なクリック操作で届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して納付することができます。（インターネットバンキング等の契約は必要ありません）。

POINT



e-Taxを利用すると・・・

- e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと手数料が安価です（証明書は電子ファイルでの発行のほか、書面での発行も請求できます）。

■ e-Tax のご利用時間 ■

月曜日 から 金曜日 午前8時30分 から 午後9時（祝日等を除きます）

※ご利用時間については、メンテナンス作業等により変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax を利用するには・・・

① STEP 電子証明書等の準備

① e-Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

e-Taxでは、市区町村窓口で発行する「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書、登記所が発行する「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく電子証明書のほか、民間発行機関等が発行する電子証明書がご利用いただけます。

電子証明書



※税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

※給与などの所得税徴収高計算書及び電子納税用データ(納付情報登録依頼)の送信については、電子署名は不要です。

※電子証明書の取得には費用がかかります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。

※電子証明書について、詳細はe-Taxホームページをご覧ください。

② 利用する電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要で

※利用する電子証明書の仕様に合ったものを確認の上、家電量販店やインターネット販売等でお求めください(費用がかかります)。

② STEP 利用者識別番号等の取得

e-Taxを利用するには、利用者識別番号等が必要です。初めてご利用になる場合は、開始届出書を提出し、利用者識別番号等を取得してください。

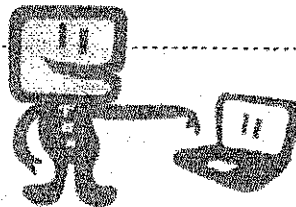
開始届出書は、e-Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号等がオンラインで発行(通知)されます。

③ STEP 電子証明書等の登録 (初期登録)

「e-Tax ソフト」や「確定申告書等作成コーナー」から電子証明書等を初期登録してください。

※e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

※個人の方の所得税及び消費税の確定申告については、e-Taxソフトを使用しなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で初期登録ができ、そのまま作成した申告データをe-Taxへ送信して電子申告することができます。



詳しくは、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。

利用開始の手続、利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご確認ください。

消費税等納付チェック表

(関与先の法人・個人について提出してください。) 平成 年 月 日

納 税 者	住 所 (所在地)	市 町			
	氏 名 (名 称)	電話 - -			
	(代表者)			整理番号	
区 分	課税年度	納期限	申告区分	納付すべき税額	
消費税及び 地方消費税		・ ・	中間 ・ 確定	円	
申告所得税		・ ・	予定 ・ 確定	円	
法 人 税		・ ・	中間 ・ 確定	円	
納 付 予 定	☐ 納期限までに完納する (☐ 振替納税により完納する(個人事業者)) ☐ 1か月以内に完納する ⇒ (月 日頃) ☐ 1か月以内の納付困難 ⇒ 税務署の徴収部門で相談するよう 出署希望日 年 月 日 ご指導をお願いします。 (電話 048-521-4121)				
振利 替用	個人事業者の振替納税の利用状況 (今回振替依頼書の提出の有無)	消費税及び 地方消費税	☐ 利 用 済 ☐ 指 導 済 (☐ 有 ・ ☐ 無)	申 告 所得税	☐ 利 用 済 ☐ 指 導 済 (☐ 有 ・ ☐ 無)
参 考	○ 法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税が課されます。 ○ 当該「消費税等納付チェック表」を提出された場合でも、督促状や納税催告書等が送付されます。 ○ 納税に関して、納税コールセンターから連絡する場合があります。				
関東信越税理士会熊谷支部所属			税 理 士		
			電 話	- -	

国税の納付には

ペイジー

「ダイレクト方式」が

便利です！

e-Taxで申告後、
簡単なクリック操作で
電子納税が可能です！

詳しくは裏面をチェック→

ペイジーについては、ペイジーHPをご覧ください。

ペイジー

検索

www.pay-easy.jp

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会
日本マルチペイメントネットワーク運営機構

<http://www.jampa.gr.jp/>
<http://www.jammo.org/>



ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

連絡先：熊谷税務署

管理運営第三部門

TEL：048-521-7829



Pay-easy(ペイジー)「ダイレクト納付」とは

税金や手数料等を納付する方が、官庁のシステム等にアクセスして、電子申告・申請を行うことにより、簡単な操作で電子納税・納付することが可能となるサービスです。より迅速かつスムーズな電子納税・納付が可能となります！

財務省関税局(関税等)、特許庁(特許申請手数料等)、国税庁(国税)、財務省理財局(国有財産の貸付料等)の納付手続きにご利用いただけます(平成22年11月現在、取扱開始順)。

国税「ダイレクト納付」

税理士による代理手続きが可能です。
詳細は税理士にご相談ください。

国税「ダイレクト納付」取扱金融機関

都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合、
ゆうちょ銀行等の多くの金融機関で取扱中！

(順次拡大中)

※詳しくは国税庁HPまたは日本マルチペイメントネットワーク
運営機構HPでご確認ください。

国税「ダイレクト納付」のメリット

電子申告等をした後に簡単なクリック操作で納付手続きができるため大変便利です！

- いつでも！ 簡単な操作で、即時または指定した日に納付可能！
- どこでも！ 自宅やオフィスにいながら外出せずに納付可能！
- あんしん！ 現金の持ち運びが不要！ (金融機関によって納付可能金額が異なります)
- かんたん！ インターネットバンキングの契約は不要！

国税「ダイレクト納付」のご利用方法

※詳しいご利用方法は国税庁HPでご確認ください。

1

【事前届出】 国税庁・金融機関との三者間契約を締結！



●届出書*の提出先：所轄の税務署

届出書を提出してから約1ヶ月で利用可能となります。

(初めて「e-Tax」を利用する場合は、e-Tax利用開始のための手続きも必要です。)

*国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

2

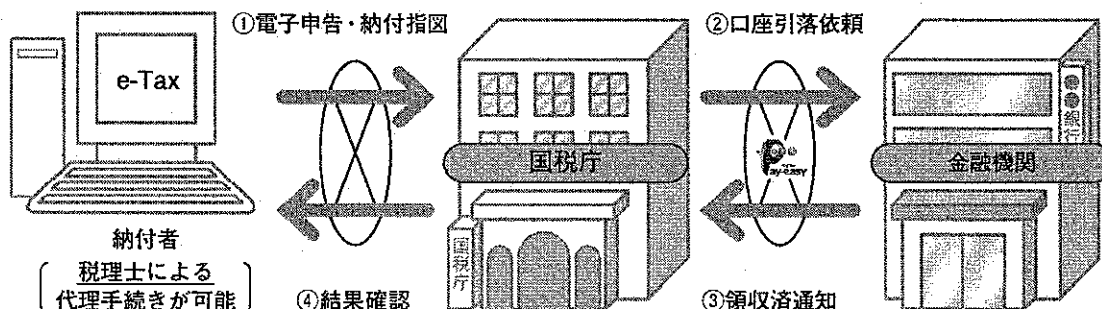
【e-Tax手続】 e-Taxを利用して電子申告データ等を送信！

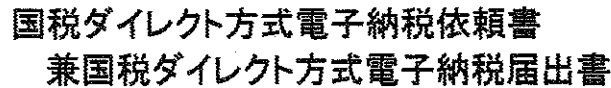


簡単なクリック操作で電子納税手続きを行うことが可能！

●国税「ダイレクト納付」では、納付期日の指定が可能です！

国税「ダイレクト納付」の仕組み



[illegible]

平成 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）



なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1. 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒) 電話 ()						(金融機関お届け印)							
	(申告納税地)													
氏 名 〔法人名及び〕 〔代表者氏名〕	(フリガナ)													〔印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。〕
指定金融機関	銀 行・信用金庫 労働金庫・農 協 信用組合・漁 協													本 店・支 店 本 所・支 所 出張所
預金種別	1 普通	2 当座	3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)										
ゆうちょ銀行	記号番号					-								

2 振替日時:納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

稅務署整理欄

(不備事由)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 金融機関番号エラー | 4 口座情報不完全 |
| 2 整理番号等未登録 | 5 その他 |
| 3 重複入力 | |

入	力訂正入力	送	付登	録

[illegible]

約 定

- 一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- A 印鑑相違
B 印鑑不鮮明
C 口座番号相違
D 口座該当なし
E 名義人相違
(備考)
- F 住所相違
G 支店名相違
H その他

F 住所相違
G 支店名相違
H その他

受	付	印	印	鑑	照	合	檢	印
---	---	---	---	---	---	---	---	---

--	--	--

(口座識別番号)

[illegible]

(認証番号)

[illegible]

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」記載要領 (法人納税者用)

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所等を所轄する税務署へ提出してください。

- ① 提出年月日を記載します。
- ② 提出先の税務署名を記載します。
- ③ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。
- ④ 上記③の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。
- ⑤ 預貯金口座の名義とツリガナを記載します。
 【注】 1 申告等を行う法人名義の口座に限ります。
 2 口座名義に代表者氏名等が含まれている場合には、必ず代表者氏名等も記載してください。
- ⑥ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
 【注】 お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を0で埋めてください。
 【例】0001234
- ⑦ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。
 【注】 前半の記号は必ず5桁となります。
 また、後半の番号は左詰で記載してください。

※ 詳しくは、「ゆうちょ銀行をご利用の方へ(記号番号記載時の注意事項)」をご覧ください。

**国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書**

提出先(税務署) 〒100-0001 東京都千代田区千代田 国税 大田

提出先(郵便番号) 〒100-0001

提出先(電話番号) 03-1234-5678

住所(所在地) 東京都千代田区千代田 1-1-1

氏名及び代表者氏名 株式会社 国税 大田

預貯金口座 東京 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

銀行等 ゆうちょ銀行 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

届出内容

項目	内容
1. 法人名	株式会社 国税 大田
2. 代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
3. 住所	東京都千代田区千代田 1-1-1
4. 郵便番号	〒100-0001
5. 電話番号	03-1234-5678
6. 預貯金口座	東京 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
7. 銀行等	ゆうちょ銀行 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

届出印

利用開始日 2011. 〇〇. 〇〇

③ 法人名及び代表者氏名を記載し押印します。

⑨ ①から⑧までを記載後、
預貯金口座の届出印を押印(又は届出
サイン)します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し
直してください。

《利用に当たっての注意事項》

- 1 ダイレクト方式電子納税を利用するためには、e-tax(国税電子申告・納税システム)の利用開始のための手続きが必要です。
- 2 利用可能金融機関については、事前に国税庁ホームページ又は税務署でご確認ください。
- 3 利用開始届出書の提出から利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。
- 4 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧

【平成23年6月1日現在】

本店所在 地域	銀行	信用 組合	導 入 済 み 金 融 機 関	平成23年度よりサービス開始
関東信越 地域	5	4	足利銀行、群馬銀行、常陽銀行、 栃木銀行、八十二銀行 茨城県信用組合、協栄信用組合、 群馬県信用組合、新潟県信用組合	筑波銀行（5月9日～）
都市銀行等	4		みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、 三井住友銀行、ゆうちょ銀行	りそな銀行（5月2日～） 埼玉りそな銀行（5月2日～）
札幌地域	2		北洋銀行、北海道銀行	
仙台地域	8	1	青森銀行、岩手銀行、北日本銀行、 七十七銀行、荘内銀行、仙台銀行、 東邦銀行、山形銀行 仙北信用組合	秋田銀行（5月9日～） みちのく銀行（4月18日～） 北都銀行（未定）
東京地域	4	7	京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、 東日本銀行 あすか信用組合、君津信用組合、 青和信用組合、第一勧業信用組合、 都留信用組合、相愛信用組合、 山梨県民信用組合	山梨中央銀行（4月20日～） 横浜銀行（5月25日～） 大東京信用組合（4月18日～）
金沢地域	2		福邦銀行、北陸銀行	北國銀行（24年1月予定） 福井銀行（未定）
名古屋地域	9	2	愛知銀行、大垣共立銀行、静岡銀行、 清水銀行、十六銀行、中京銀行、 名古屋銀行、百五銀行、三重銀行 愛知県中央信用組合、飛騨信用組合	
大阪地域	2	3	京都銀行、南都銀行 滋賀県信用組合、淡陽信用組合、 のぞみ信用組合	近畿大阪銀行（5月2日～） 紀陽銀行（24年1月予定） みなと銀行（24年1月予定）
広島地域	3		西京銀行、トマト銀行、広島銀行	山陰合同銀行（4月18日～） 鳥取銀行（4月25日～）
高松地域	3	1	阿波銀行、伊予銀行、百十四銀行 香川県信用組合	香川銀行（4月18日～） 高知銀行（4月18日～） 徳島銀行（4月20日～） 四国銀行（24年1月予定）
福岡地域	4		十八銀行、親和銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行	
熊本地域	1		熊本ファミリー銀行	肥後銀行（23年10月予定）
沖縄地域	1		琉球銀行	沖縄銀行（4月18日～）
合 計	48	18	48行、18信組	21行、1信組

※ 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。

東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けられた方の 相続税又は贈与税の災害減免措置のあらまし

平成 23 年 4 月 税務署

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
この震災により被災された方については、相続税又は贈与税に関して、次のような災害減免措置があります。

目 次

I	減免措置の適用要件	1
II	減免措置の内容	2
III	被害を受けた部分の価額の計算	3
IV	減免を受ける場合の手続	4
○	別表 1「被害割合表」	5
○	別表 2「地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）」	6
○	別表 3「家族構成別家庭用財産評価額」	6
○	「災害減免法第 6 条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の 計算明細書」の記載例（申告期限前に被害を受けた場合）	7
○	「災害減免法第 4 条の規定による相続税・贈与税の免除 承認申請書」の記載例（申告期限後に被害を受けた場合）	8

I 減免措置の適用要件

この度の東日本大震災により、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産（以下「相続財産等」といいます。）に被害を受けた方は、次の 1 又は 2 のいずれかに該当するときは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災害減免法」といいます。）により相続税又は贈与税（以下「相続税等」といいます。）が減免されます。

- 1 相続税等の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（相続税については債務控除後の価額）のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が 10 分の 1 以上であること。
- 2 相続税等の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうちに動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が 10 分の 1 以上であること。

（注 1） 「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。

（注 2） 「被害を受けた部分の価額」については、3 ページをご覧ください。

Ⅱ 減免措置の内容

「Ⅰ 減免措置の適用要件」を満たす場合には、災害減免法により以下のとおり相続税等が減免されます。

災害減免法による相続税等の減免措置は、「1 申告期限前に被害を受けた場合」と、「2 申告期限後に被害を受けた場合」とでその内容が異なります。

なお、この申告期限は、「国税通則法」又は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により申告期限が延長された場合には、その延長後の期限となります。

(注) 延長後の申告期限については、別途、国税庁ホームページ等でお知らせします。

1 申告期限前に被害を受けた場合（課税財産価額が減額される場合）

相続税等の申告期限前に被害を受けた場合には、相続税等の課税価格に算入する価額は、次の算式により計算した金額とすることができます。

算 式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{相続財産又は受贈} \\ \hline \text{財産の価額（注）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{被害を受けた部分の} \\ \hline \text{価額（Ⅲ参照）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{相続税又は贈与税の} \\ \hline \text{課税価格に算入する価額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 「相続財産又は受贈財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、小規模宅地等の特例などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

2 申告期限後に被害を受けた場合（税額が免除される場合）

相続税等の申告期限後に被害を受けた場合には、被害のあった日以後に納付すべき相続税等のうち、次の算式により計算した税額が免除されます。

算 式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{被害のあった日} \\ \hline \text{以後に納付すべ} \\ \hline \text{き相続税額又は} \\ \hline \text{贈与税額（注1）} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{被害を受けた部分の価額（Ⅲ参照）} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税価格の計算の基礎となった財産の価額（注2）} \\ \hline \text{（相続税の場合は、債務控除後の価額）} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{免除される} \\ \hline \text{相続税額又は} \\ \hline \text{贈与税額} \\ \hline \end{array}$$

(注1) 「被害のあった日以後に納付すべき相続税額又は贈与税額」とは、延納中の税額や延納又は物納の許可前の徴収猶予中の税額、農地等についての相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている税額等をいい、例えば、延納中の税額の場合には、被害のあった日以後に分納期限が到来する税額となります。なお、延滞税、利子税及び加算税のほか、既に納付済の税額や滞納となっている税額は含まれません。

(注2) 「課税価格の計算の基礎となった財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額となります。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額となります。

Ⅲ 被害を受けた部分の価額の計算

1 被害を受けた部分の価額の計算方法

「被害を受けた部分の価額」は、個々の相続財産等ごとに、被害の程度（被害割合）を基として次の算式により計算します。

算 式

$$\boxed{\text{被害を受けた相続財産又は受贈財産の価額（注）}} \times \boxed{\text{被害割合}} = \boxed{\text{被害を受けた部分の価額}}$$

（注） 「被害を受けた相続財産又は受贈財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、小規模宅地等の特例などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

2 被害額等が明らかな場合の被害割合の計算方法

被害額（保険金、共済金又は損害賠償金等（以下「保険金等」といいます。）による補てん額を控除した金額）及び被害があったときの時価（その財産が被害を受ける直前の価額）が明らかな場合の「被害割合」は、次の算式により計算します。

算 式

$$\frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{被害額} \\ \text{（保険金等による補てん額を控除した金額）} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{被害があったときの時価} \\ \text{（被害を受ける直前の価額）} \end{array}}} = \boxed{\text{被害割合}}$$

3 被害額等が明らかなでない場合の被害割合の計算方法

被害額及び被害があったときの時価が明らかなでない場合には、次のような方法により被害割合を計算することができます。

(1) 保険金等による補てんがない場合の被害割合

被害を受けた財産について保険金等による補てんがない場合は、別表1「被害割合表」により被害割合を求めます。

(2) 保険金等による補てんがある場合の被害割合

被害を受けた財産について保険金等による補てんがある場合には、次の算式により被害割合を計算します。

算 式

$$\frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{被害があったときの時価と} \\ \text{してイ～ニにより求めた価額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{別表1の} \\ \text{被害割合} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{保険金等に} \\ \text{よる補てん額} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{被害があったときの時価としてイ～ニにより求めた価額} \end{array}}} = \boxed{\text{被害割合}}$$

イ 建物

建物の価額は、①取得価額が明らかな場合には、建物の取得価額から「償却費相当額」(注)を差し引いた金額とし、②取得価額が明らかでない場合には、別表2「地域別・構造別の工事費用表」の1㎡当たりの工事費用に総床面積を乗じた金額から、「償却費相当額」(注)を差し引いた金額とします。

ロ 家庭用財産

家庭用財産の価額は、①取得価額が明らかな場合には、家庭用財産の取得価額から「償却費相当額」(注)を差し引いた金額とし、②取得価額が明らかでない場合には、別表3「家族構成別家庭用財産評価額」により求めた金額とします。

ハ 車両

車両の価額は、取得価額から「償却費相当額」(注)を差し引いた金額とします。

ニ その他

農機具及び船舶等の事業用(農業用)財産の価額は、上記ハに準じて計算した金額とします。

(注) 「償却費相当額」については、5ページをご覧ください。

IV 減免を受ける場合の手続

1 申告期限前に被害を受けた場合(課税財産価額が減額される場合)

「災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書」に被害の状況や被害を受けた部分の価額等を記載(7ページをご覧ください。)し、相続税等の申告書等に添付して提出してください。

2 申告期限後に被害を受けた場合(税額が免除される場合)

「災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書」(以下「免除承認申請書」といいます。)に被害の状況や被害を受けた部分の価額等を記載(8ページをご覧ください。)し、災害のやんだ日から2か月以内に、税務署に提出してください。

なお、この免除承認申請書を災害のやんだ日から2か月以内に提出できないなどの事情のある方は、最寄りの税務署にご相談ください。

ご 案 内

- ◎ このパンフレットは、平成23年4月27日現在の法令に基づいて作成しています。
- ◎ ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください(住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。)
- ◎ 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- ◎ 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)には、この震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災への対応(各府省庁等の震災関連情報)については、首相官邸ホームページ(www.kantei.go.jp/saigai)をご覧ください。

別表1 被害割合表

区 分	被 害 区 分		被 害 割 合		摘 要
			建 物	家庭用 財 産	
損 壊	全壊・流出・埋没・倒壊		%	%	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合をいいます。 建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の70%以上である場合をいいます。
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半 壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。
	一 部 破 損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。
浸 水	床 上 1.5m以上	平 屋	80 (65)	100 (100)	・ 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかっこ書きの割合を使用します。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1m以上 1.5m未満	平 屋	75 (60)	100 (100)	・ 床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm以上 1m未満	平 屋	60 (45)	90 (75)	・ 二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm未満	平 屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床 下		15 (0)	—	

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考（償却費相当額について）

「償却費相当額」は、①業務用資産の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累積額とし、②非業務用資産の場合は、「所得税法施行令第85条《非事業用資産の減価額の計算》」の規定に準じて計算した金額とします。

なお、非業務用資産の償却率は、法定耐用年数に1.5を乗じた年数（1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。）に対応する旧定額法の償却率になります。

◎ 非業務用建物（居住用）の計算方法

$$\boxed{\text{建物の取得価額}} \times \boxed{0.9} \times \boxed{\text{償却率}} \times \boxed{\text{経過年数（注）}} = \boxed{\text{償却費相当額}}$$

(注) 「経過年数」の6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます。

◎ 非業務用建物（居住用）の償却率

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	
				金属造①(注1)	金属造②(注2)
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注1) 「金属造①」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

(注2) 「金属造②」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

別表2 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円
北海道	148	188	146	177
青森	139	134	263	166
岩手	143	222	183	175
宮城	146	146	167	177
秋田	137	135	190	166
山形	146	23	134	154
福島	149	143	199	172
茨城	154	204	179	186
栃木	155	145	170	177
群馬	157	136	193	181
埼玉	159	229	217	195
千葉	161	198	211	196
東京	178	256	247	235
神奈川	170	257	221	224
新潟	155	49	161	178
富山	154	215	166	158
石川	156	190	189	170
福井	151	103	173	173
山梨	166	286	263	179
長野	166	161	207	177
岐阜	156	43	182	184
静岡	165	203	186	198
愛知	165	154	181	198
三重	165	-	169	197
滋賀	156	154	171	196
京都	168	228	173	199
大阪	160	172	188	188
兵庫	159	198	191	192
奈良	163	146	181	198
和歌山	152	111	217	194
鳥取	152	-	114	175
島根	157	-	183	169
岡山	162	-	181	185
広島	157	217	180	188
山口	158	-	179	186
徳島	139	191	176	165
香川	151	280	170	168
愛媛	146	140	157	176
高知	154	61	152	181
福岡	149	150	160	183
佐賀	147	-	159	180
長崎	141	189	168	180
熊本	142	132	147	175
大分	147	156	152	180
宮崎	129	126	143	168
鹿児島	138	143	143	162
沖縄	154	161	167	196
全国平均	158	214	198	195

(注1) 上記の表のうち、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を適用することができます。

(注2) 上記の表は、「建築統計年報 平成22年度版」(国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室)を参考に、国税庁において計算しました。

別表3 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供1名につき80万円を加算します。

「災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書」の記載例（申告期限前に被害を受けた場合）

相続人又は受贈者 氏名 **国税 太郎**

災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書

私は、東日本大震災により被害を受けたので、災害被害者に対する相続税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条の規定による相続税・贈与税の軽減措置の適用を受けます。

1 被害を受けた部分の価額の計算等

（書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等（続）」（災害減免法第6条）」に記載してください。）

項目	番号	1	2	3	4	計
被害を受けた財産	所在地	〇〇市〇〇町 1-2-3	〇〇市〇〇町 2-3-4	〇〇市〇〇町 3-4-5		
	区分(注2)	動産等 ^① その他	動産等 ^① その他	動産等 ^① その他	動産	
	種類	家屋（自用）	家屋（自用）	家庭用財産		
(注1)	細目	木造・平屋・居宅	木造・二階建・居宅	家具等		
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)	円	4,400,000	8,720,000	3,500,000		
② 被害があったときの時価 ※1、2	(120㎡・平13.6)	4,670,000	(200㎡・平3.3)	(夫婦・大人1)		
③ ②を基に被害額が明らかでない場合 ※2		1,200,000	13,967,200	12,800,000		
④ 保険金等で補てんされた金額			3,000,000	1,000,000		
⑤ 差引被害額 (③-④)		1,200,000	10,967,200	11,800,000		
⑥ 被害を受けた財産の割合		25.7%	78.5%	92.2%		
⑦ 被害を受けた部分の価額 (①×⑥)	円	1,130,800	6,845,200	3,227,000	円(A)	11,203,000
⑧ 被害の状況 (被害の程度)		浸水 (床上50cm未満)	全壊	流出		円(B) (A)のうち動産等 11,203,000
⑨ 差引財産の価額 (①-⑦)		3,269,200	1,874,800	273,000		

相続税の場合は、申告書第11表「価額」（相続税の評価額）を記載します。

この記載例は、別表3を基に以下の計算により算出した金額を記載しています（6ページ参照。）。

・世帯主の年齢 58歳
・家族構成 夫婦・長男（20歳）
・家庭用財産評価額 11,500千円+1,300千円
=12,800千円

面積や取得時期等の計算の参考事項を記

この記載例は、別表2を基に以下の計算により算出した金額を記載しています（5・6ページ参照。）。

・建物の時価額 158千円×200㎡=31,600千円…①
・償却費相当額 31,600千円×0.9×0.031×20年
=17,632,800円…②
・被害があった ①-②=13,967,200円
ときの時価

相続税の場合は、適用を受けようとする方の相続税申告書第1表「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

適用を受けようとする方が相続又は贈与により取得した動産等の価額の合計額を記載します。

2 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	150,242,888 円	16,620,000 円	左の(C)及び
② 被害を受けた部分の価額	10(A) 11,203,000	10(B) 11,203,000	いずれかが10%以上
③ 被害割合 (②÷①)	(C) 7.45%	(D) 67.40%	適用有り

(C)又は(D)のいずれかが10%以上の場合、災害減免法による減免措置の適用があります。

「災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書」の記載例（申告期限後に被害を受けた場合）

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり「東日本大震災」により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第4条の規定により「相続税・贈与税」の免除申請をします。

記

1 税目等

税目	相続税 贈与税	被相続人 贈与者	(氏名) 国 税 一 郎
			(住所) 〇〇市××町〇〇丁目×番地〇号
相続開始・ 受贈年月日	昭和 平成 21・4・1	申告書の 提出年月日	昭和 平成 22・2・1
			延納申請中・ 物納申請中・納税猶予・ その他

2 被害を受けた部分の価額の計算等（裏面「2」に記載してください。）

3 適用要件の判定（裏面「3」に記載してください。）

4 免除を受けようとする税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	12,500,000 円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	150,242,888 円
③ 被害を受けた部分の価額（裏面2の(A)）	5,195,350 円
④ 免除を受けようとする税額（①×③÷②）	432,245 円

裏面2の(A)で計算した「被害を受けた部分の価額」を転記します。

7ページの「災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書」と同様に計算します。

2 被害を受けた部分の価額の計算等
（書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等（続）」（災害減免法第4条申請））

項目	番号	1	2	3	4
被害を受けた 財産	所在地	〇〇市〇〇町 1-2-3	〇〇市〇〇町 2-3-4	〇〇市〇〇町 3-4-5	動産等
	区分(注2)	不動産 その他	不動産 その他	不動産 その他	動産等
	種類	家屋（自用）	家屋（貸家）	車両	
	細目	木造・平屋・戸建	木造・2階建・戸建	自動車	
① 相続・受贈時の 財産の価額(注3)		2,560,000 円	2,243,500 円	2,000,000 円	
② 被害があったと きの時価(注1、2)		(120㎡・平13.6) 10,526,600 円			
③ ②を基に被害額が 明らかとなった場合 の時価(注4)		10,526,600 円			
④ 保険金等で補て んされた金額		2,000,000 円			
⑤ 差引被害額 (③-④)		8,526,600 円			
⑥ 被害額が明らか な場合(⑤÷②) 被害額が明らかで ない場合(注2)		81.0 %			
⑦ 被害を受けた部分 の価額(①×⑥)		2,073,600 円	1,121,750 円	2,000,000 円	
⑧ 被害の状況 (被害の程度)		壊没	半壊	全壊	

被害額及び被害があったときの
時価が明らかでなく、保険金等によ
る補てんがない場合は、記載の必要
はありません。

表面4の③「被害を受けた
部分の価額」へ転記します。

(C)又は(D)のいずれか
が10%以上の場合、災
害減免法による減免措置
の適用があります。

3 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算 (注1)	動産等を基とした計算 (注2)	判 左
① 課税価格の計算の基礎となった 財産の価額	150,242,888 円	10,323,500 円	
② 被害を受けた部分の価額	20(A) 5,195,350 円	20(B) 5,195,350 円	いずれか 10%以上 10%未満
③ 被害割合 (②÷①)	(C) 3.45 %	(D) 50.32 %	適用有り 適用無し

平成12年から平成17年の間に相続等に係る 生命保険契約等に基づく年金を受給していた方へ

遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決（平成 22 年 7 月 6 日）を受けて、平成 22 年 10 月に、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金（保険年金といいます。）の税務上の取扱いを変更しました。

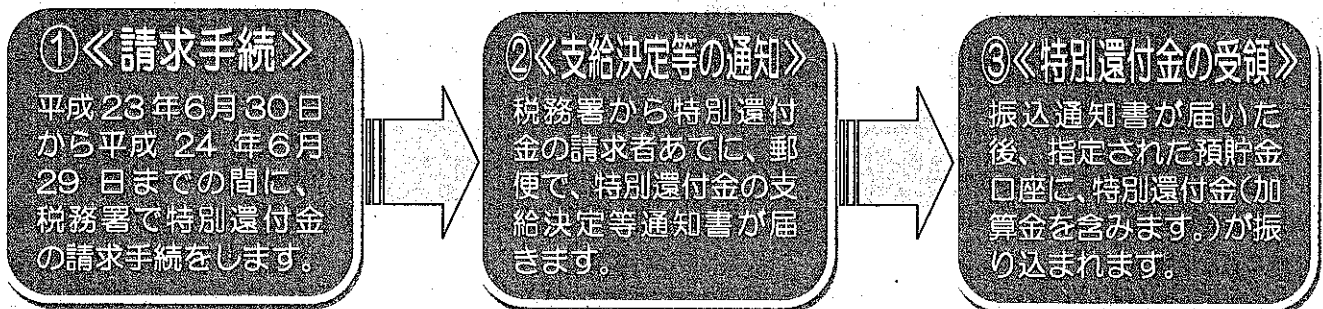
これにより、過去 5 年以内の各年分について、所得税が納めすぎとなっている方に、所得税の還付手続きを行っていただき、その還付を行ってきました。

このたび、平成 12 年分以後の各年分について、納めすぎとなっている所得税に相当する額を特別還付金として支給する制度が創設されました。

特別還付金の請求期間は、平成 23 年 6 月 30 日から平成 24 年 6 月 29 日までとなっていますので、対象となる方はこの期間内に、税務署に特別還付金の請求手続きをしていただきますようお願いいたします。

（注）過去 5 年以内の各年分の所得税の還付手続き（更正の請求又は確定申告（還付申告））は、現在も受け付けています（3 ページの「過去 5 年以内の各年分に係る所得税の還付手続き」をご覧ください。）。

特別還付金の請求手続きから特別還付金の受領までの流れ



（注）特別還付金及び加算金については、所得税・住民税は非課税となります。

対象となる方

平成 12 年分以後の各年分において、保険年金を受給していた方が対象となります。

具体的には、次のいずれかに該当する方で保険契約等に係る保険料等の負担者でない方です。

年金型保険	学資保険	個人年金保険
死亡保険金を年金形式で受給していた方	学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い、養育年金を受給していた方	個人年金保険契約に基づく年金を受給していた方

（注）これまでに保険年金の税務上の取扱いの変更による所得税の還付手続きを行っていただいた年分を除きます。

また、更正の請求や確定申告（還付申告）を行うことで所得税の還付を受けられる過去 5 年以内の年分（原則として平成 18 年分以後の年分）については、特別還付金の請求手続きではなく、これらの手続きを行っていただきます。

特別還付金の請求手続

平成 23 年 6 月 30 日から平成 24 年 6 月 29 日までに、「特別還付金請求書」に「特別還付金の額の計算明細書」、その他必要な書類を添付して所轄税務署に提出してください。

特別還付金の請求手続について、詳しくは、税務署にお問い合わせください（3 ページの「お手続きのサポートのご案内」をご覧ください。）。

（注）保険年金を受給していた方が特別還付金の請求手続をする前にお亡くなりになっている場合には、その相続人の方が特別還付金の請求手続を行うことになります。

相続人の方の請求手続は、保険年金を受給していた方がお亡くなりになった日の属する年分の被相続人の所得税の納税地の所轄税務署で行ってください。

特別還付金の請求手続に必要な書類など

1. 保険年金の受給期間や受給総額などが分かる書類（保険年金の契約書の写しや保険会社等からの年金支払通知書の写しなど）

（注）これまでに保険年金の税務上の取扱いの変更による所得税の還付手続を行っていただいた方は、必要ありません。

2. 請求する各年分の年金受取額、年金受取額に対応する支払保険料・掛金額の分かる書類

3. 印鑑、特別還付金の振込先の金融機関名・口座番号の分かるもの

4. 請求する各年分の次の①又は②の書類

① 平成 15 年分以後の各年分の特別還付金を請求する方

	必要な書類
請求する年分について、確定申告をしているとき	・ 特別還付金を請求する年分の申告書の控え （注）申告書の控えをお持ちでない方は、税務署にお問い合わせください。
請求する年分について、確定申告をしていないとき	所得の種類や所得控除の種類により必要な書類は異なりますが、一般的に、特別還付金を請求する年分ごとに次の書類が必要です。 ・ 給与所得や公的年金等の源泉徴収票など（他の所得に関する書類） ・ 社会保険料、生命保険料、損害保険料控除証明書など各種控除に関する書類 （注）書類をお持ちでない方は、税務署にお問い合わせください。

② 平成 12 年分から平成 14 年分の各年分の特別還付金を請求する方

	必要な書類
平成 15 年分の確定申告をしているとき	・ 平成 15 年分の申告書の控え （注）申告書の控えをお持ちでない方は、税務署にお問い合わせください。
平成 15 年分の確定申告をしていないとき	平成 15 年分の所得の種類や所得控除の種類により必要な書類は異なりますが、一般的に、平成 15 年分の次の書類が必要です。 ・ 給与所得や公的年金等の源泉徴収票など（他の所得に関する書類） ・ 社会保険料、生命保険料、損害保険料控除証明書など各種控除に関する書類 （注）書類をお持ちでない方は、税務署にお問い合わせください。

過去5年以内の各年分に係る所得税の還付手続

平成 22 年 10 月の保険年金の税務上の取扱いの変更後において、過去5年以内の各年分に係る所得税の還付手続がお済みでない方は、確定申告をしている年分は「更正の請求」、確定申告をしていない年分は「確定申告（還付申告）」をしてください。

【参考：平成 22 年 10 月 税務署からのお知らせ「相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について」（パンフレット）】

なお、「更正の請求」や「確定申告（還付申告）」による所得税の還付手続は、原則として、平成 18 年以後の年分が対象です。

これらのお手続きの方法や必要な書類などについて、詳しくは、税務署にお問い合わせください（下記の「お手続きのサポートのご案内」をご覧ください。）。

お手続きのサポートのご案内

☞ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このパンフレットに関するご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください。

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声でご案内いたします。

自動音声案内にしたがって「2」番を選択していただき、保険年金の特別還付金に関するご相談である旨をお伝えください。

税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

- 電話相談時間／午前8時30分～午後5時（土日祝、年末年始（12/29～1/3）を除く）
- 税務署の開庁時間／午前8時30分～午後5時（土日祝、年末年始（12/29～1/3）を除く）

☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページでは、特別還付金の支給制度の概要、特別還付金の請求手続、更正の請求・確定申告（還付申告）などについて説明するとともに、お手続きに必要な各種様式などを掲載しています。

また、画面の案内にしたがって金額等を入力することにより特別還付金請求書等が作成できる『特別還付金請求書等作成システム』を掲載しますので、ぜひご利用ください（平成 23 年 7 月中旬以降ご利用いただけます。）。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp

国税庁

検索

市町村等でのお手続きについて

一部の都道府県や市町村では、特別還付金の支給制度の創設に併せ、特別還付金の支給制度と同様の給付措置を行うこととしています。

詳しくは、お住まいの都道府県又は市町村にお問い合わせください。

よくあるご質問

質問1 夫の死亡に伴い、平成13年から生命保険契約に基づく死亡保険金を年金形式で受給しています。

昨年11月に平成17年分から平成21年分の所得税の還付手続を税務署で行いましたが、この度、特別還付金の支給制度が創設されたことにより、どのような手続が必要となりますか。

回答1 特別還付金の支給制度は、これまで更正の請求等により還付手続を行うことができない平成12年分以後の各年分について、所得税相当額を特別還付金として支給する制度です。

平成13年分から平成16年分について、平成23年6月30日から平成24年6月29日までの間に、特別還付金の請求手続を行ってください。

特別還付金の請求手続について、詳しくは、税務署にお問い合わせください（3ページの「お手続きのサポートのご案内」をご覧ください。）。

質問2 夫の死亡に伴い、平成15年から平成19年まで生命保険契約に基づく死亡保険金を年金形式で受給していましたが、平成22年10月に、保険年金の取扱いが変更になったことを知りませんでした。今後どのような手続をすればよいですか。

回答2 過去5年以内の年分である平成18年分及び平成19年分の各年分については、確定申告をしている年分は「更正の請求」、確定申告をしていない年分は「確定申告（還付申告）」により所得税の還付手続を行ってください。

また、過去5年を超える年分である平成15年分から平成17年分の各年分については、特別還付金の請求手続を行ってください。

なお、実際に特別還付金の支給を受けることができるかどうか、また、特別還付金の支給額については、保険年金の額や所得税の非課税部分の額、所得金額や所得控除の額等により異なります。

更正の請求手続及び特別還付金の請求手続について、詳しくは、税務署にお問い合わせください（3ページの「お手続きのサポートのご案内」をご覧ください。）。

質問3 生命保険契約に基づく死亡保険金を年金形式で受給していた母が、特別還付金の請求手続をする前に亡くなりました。

特別還付金の請求手続をすることはできないのでしょうか。

回答3 特別還付金の支給制度の対象となる年金を受給していた方が、特別還付金の請求手続をする前にお亡くなりになった場合には、その相続人の方が特別還付金の請求手続をすることになります。

特別還付金の請求手続について、詳しくは、税務署にお問い合わせください（3ページの「お手続きのサポートのご案内」をご覧ください。）。

質問4 特別還付金の支給額を教えてください。

回答4 実際に特別還付金の支給を受けることができるかどうか、また、特別還付金の支給額については、保険年金の額や所得税の非課税部分の額、所得金額や所得控除の額等により異なります。

特別還付金の請求手続について、詳しくは、税務署にお問い合わせください（3ページの「お手続きのサポートのご案内」をご覧ください。）。

このパンフレットに関するご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください。

個別評価申出書記載例

特定路線価設定申出書記載例

熊谷税務署

資産課税部門

(記 載 例)

平成 △ 年 分 個 別 評 価 申 出 書

課税年分を記入します。

土地区画整理事業施行区域内など、路線価図等に「個別評価」と表示されている地域内の土地等を評価するため、その土地等の評価を申し出るときに使用します。

〇〇 税務署長 殿

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

平成 〇 年 〇 月 〇 日

申 出 者 住 所 (所在地) 〇〇市〇〇5丁目6番7号
(納税義務者)

納税義務者からの申出に
限ります。

氏名 (名称) 山田 三郎

職業 (業種) 不動産貸付業 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

相続税等の申告のため、財産評価基準書に「個別評価」と表示されている土地等を評価する必要があるため、次のとおり申し出ます。

1 個別評価を必要とする理由	☒ 相続税申告のため 相続開始年月日 平成 <u>△</u> 年 <u>8</u> 月 <u>20</u> 日 被相続人 住所 <u>〇〇市〇〇5丁目6番7号</u> 氏名 <u>山田 太郎</u> 職業 <u>不動産貸付業</u> ☐ 贈与税申告のため 受贈年月日 平成 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日
2 個別評価する土地等の所在地、状況等	「別紙1 個別評価により評価する土地等の所在地、状況等の明細書」のとおり
3 添付資料	「別紙2 個別評価申出書添付資料一覧表」のとおり
4 連絡先	住 所 <u>〇〇市〇〇町123番地</u> 氏 名 <u>埼玉 京子</u> 職 業 <u>税理士</u> 電話番号 <u>〇〇〇-〇〇〇〇</u>
5 送付先	☐ 申出者に送付 ☒ 連絡先に送付

回答書の送付先をいずれか指定してください。
(注) いずれの場合も、申出者名で回答書が作成されますので、ご了承ください。

※ □欄には、該当するものにレ点を付してください。

◎ 別紙「特定路線価及び個別評価評定担当署一覧」をご覧ください、該当する評定担当署に提出(持参又は郵送)してください。

◎ 申出書の様式は、国税庁ホームページの関東信越国税局コーナーからダウンロードできます。
<http://www.nta.go.jp/kantoshinetsu/topics/index.htm>

この明細書の記載に当たっては、「仮換地指定通知書」等をご確認ください。

別紙 1 個別評価により評価する土地等の所在地、状況等の明細書

土地等の所在地 〔住居表示〕	〇〇市〇〇5丁目 123番地11 〔 〇〇5丁目3番4号 〕	〔 〕
土地等の利用人名、 利用状況及び地積	(利用者名) 山田 三郎 (利用状況) 宅地 (自用地) (地 積) 198.0 m ²	(利用者名) (利用状況) (地 積) m ²
仮換地の指定の有無 及び指定日	☒ 有 ・ ☐ 無 平成 10 年 10 月 10 日	☐ 有 ・ ☐ 無 平成 年 月 日
(仮換地の指定がある場合) 仮換地の所在地	〇〇土地区画整理事業 31街区5画地	
仮換地の使用収益 開始の有無	☐ 有 ・ ☒ 無 (使用収益の開始日) 平成 年 月 日	☐ 有 ・ ☐ 無 (使用収益の開始日) 平成 年 月 日
〔 仮換地の使用収益が 開始されている場合 〕 利用人名、利用状況及 び地積	(利用者名) (利用状況) (地 積) m ²	(利用者名) (利用状況) (地 積) m ²
〔 仮換地の使用収益が 開始されていない場合 〕 仮換地の造成工事の状況 理由及び使用収益開始 予定日	(理由) 工事が行われていない。 (使用収益開始予定日) 未定 平成 年 月 日	(理由) (使用収益開始予定日) 平成 年 月 日
仮換地の造成工事	工事完了・工事中 ☒ 未着手	工事完了・工事中・未着手
清算金の有無等	有 ☒ 無 ☐ 円	有・無 ☐ 円
減 歩 割 合	18.3 %	%
その他 (参考事項)		

従前地の面積を記載
してください。

説明時期現在の
仮換地の造成
工事の状況
を記載してく
ださい。

資料が添付できない場合には、〔 〕欄に理由等、参考事項を記載してください。

別紙2

個別評価申出書添付資料一覧表

資料の名称		添付の有無
住宅地図等を添付してください。	物件案内図	☒ あり ☐ 一部あり ☐ なし []
	仮換地指定通知書	☐ あり ☐ 一部あり ☒ なし [仮換地指定通知書紛失のため、仮換地証明書を添付。]
仮換地の指定が既に行われている場合は、所有者に通知されます。	仮換地位置図	☒ あり ☐ 一部あり ☐ なし []
仮換地指定通知書と共に送付されます。	仮換地の公図又は実測図	☐ あり ☐ 一部あり ☒ なし [仮換地位置図を添付。]
仮換地位置図がある場合は不要です。	従前地位置図	☐ あり ☐ 一部あり ☒ なし [従前地の公図を添付。]
従前地の公図がある場合は不要です。	従前地の公図又は実測図	☒ あり ☐ 一部あり ☐ なし []
法務局で入手できます。	重ね図	☒ あり ☐ 一部あり ☐ なし []
	仮換地の使用収益開始の日の通知書	☐ あり ☐ 一部あり ☒ なし [使用収益開始時期未定。]
評価対象土地が倍率地域に存する場合	固定資産税評価証明書	☐ あり ☐ 一部あり ☒ なし [評価対象土地が路線価地域に存するため。]
	(評価対象土地が宅地以外の場合)	☐ あり ☐ 一部あり
	近傍宅地の1㎡当たりの固定資産税評価額の表示	☒ なし [評価対象土地が路線価地域に存するため。]
その他参考資料		☐ 写真（平成〇年〇月〇日撮影） ☐

従前地及び仮換地の写真の添付にご協力ください。
 なお、写真は、評価対象土地の面する道路の状況が分かるように撮影してください。

(記 載 例)

平成23年分 特定路線価設定申出書

路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価するため、特定路線価の設定を申し出るときに使用します。

※印欄は記入しないでください。

〇 〇 税務署長 殿

平成〇年〇月〇日

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
申 出 者 住所(所在地) 〇〇市〇〇1丁目1番1号
(納税義務者)

納税義務者からの申出
に限ります。

氏名(名称) 関 信 一 郎 関 信 印
職業(業種) 会社員 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるため、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

1 特定路線価の設定を必要とする理由

☒ 相続税申告のため(相続開始日 23 年 5 月 10 日)

被相続人 住所 〇〇市〇〇2丁目3番4号

氏名 関 信 花 子

職業 会社役員

☐ 贈与税申告のため(受贈日 年 月 日)

2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等

「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおりに

特定路線価によって評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の状況が分かる写真の添付にご協力ください。

3 添付資料

(1) 物件案内図(住宅地図の写し)

(2) 地形図(公図、実測図の写し)

(3) 写真 撮影日 〇 年 〇 月 〇 日

(4) その他

郵便番号を記載してください。

4 連絡先

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇3丁目4番5号

氏 名 東 京 太 郎

職 業 税 理 士 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

5 送付先

☐ 申出者に送付

☒ 連絡先に送付

回答書の送付先をいずれか指定してください。
(注) いずれの場合も、申出者名で回答書が作成されますので、ご了承ください。

* □欄には、該当するものにレ点を付してください。

◎ 別紙「特定路線価及び個別評価評定担当署一覧」をご覧ください、該当する評定担当署に提出(持参又は郵送)してください。

◎ 申出書の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。 <http://www.nta.go.jp/>

別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書

土地等の所在地 (住居表示)	○○市○○1丁目 123番地10 [○○1丁目3番4号]		○○市○○2丁目 234番地25 [○○2丁目5番6号]	
利用者の氏名、 及び地積	(利用者の氏名) 関信 一郎 (利用状況) 宅地(自用)	165.0 m ²	(利用者の氏名) 甲山 花子 (利用状況) 宅地(貸)	99.0 m ²
道路の所在地	○○市○○1丁目 123番地14		○○市○○2丁目 234番地26、27	
道路の幅員及び奥行き	(幅員) 3.5 m	(奥行き) 50.0 m	(幅員) 4.0 m	(奥行き) 40.0 m
舗装の状況	☐ 舗装済 ☒ 未舗装		☒ 舗装済 ☐ 未舗装	
道路の連続性	☐ 通抜け可能 (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能) ☒ 行止まり (☒ 車の進入可能・ ☐ 不可能)		☐ 通抜け可能 (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能) ☒ 行止まり (☒ 車の進入可能・ ☐ 不可能)	
道路のこう配	度 0		度 0	
上水道	☒ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)		☒ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)	
下水道	☒ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)		☒ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)	
都市ガス	☐ 有 ☒ 無 (☒ 引込み可能・ ☐ 不可能)		☐ 有 ☒ 無 (☒ 引込み可能・ ☐ 不可能)	
用途地域等の制限	(第一種低層住居専用) 地域 建ぺい率 (60) % 容積率 (100) %		(第一種住居) 地域 建ぺい率 (60) % 容積率 (200) %	
その他 (参考事項)	建築基準法第42条2項に該当する道路		建築基準法第42条1項5号に 該当する道路 (平成○年○月○日 位置の指定を受けたもの)	
申出をする道路が、建築基準法上の道路に該当するか市町村への確認にご協力ください。				